

用語解説

■ あ行

アダプトプログラム(あだぶとぷろぐらむ)

住民が公共施設、たとえば公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみて、気持ちよく利用出来るようにごみを拾ったり樹木に水をあげたり除草したりするボランティア活動のこと。

雨水浸透枳(うすいしんとうます)

住宅地などに降った雨水を地下へと浸透させることのできる装置。雨水を資源として有効活用することを目的として作られた。

雨水貯留施設(うすいちよりゅうせつ)

雨水の流出を抑制するための施設で、その敷地内に降った雨を一時的に貯留するもの。

沿道サービス機能(えんどうさーびすきのう)

車での利用に供するために、幹線道路沿いに立地する飲食、物販、供給などのサービス施設などの機能。

屋上緑化(おくじょうりょっか)

身近な緑を創出するために、建物の屋上に植栽すること。屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市における気温低減効果などがある。

■ か行

街区公園(がいくこうえん)

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。

開発行為(かいはつこうい)

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる、土地の区画形質を変更する行為をいう。

合併処理浄化槽(がっぺいしよりじょうかそう)

水洗式便所と連結して、し尿と併せて生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

狭あい道路(きょうあいどうろ)

幅員 4 m 未満などの狭い道路のこと。

緊急輸送路(きんきゅうゆそうろ)

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と都道府県知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。

近隣商業地域(きんりんしょうぎょうちいき)

近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する地域に定めるもので、都市計画法の用途地域の一つ。

工業地域(こうぎょうちいき)

主として工業の利便を増進する地域に定めるもので、都市計画法の用途地域の一つ。

工業専用地域(こうぎょうせんようちいき)

工業の利便を増進する地域に定めるもので、都市計画法の用途地域の一つ。

交通安全施設(こうつうあんぜんしせつ)

道路における交通の安全を確保するために必要な施設で、県交安委員会が道路交通法に基づいて設備するもの（信号機、道路標識、道路標示の3種）と、道路管理者が道路法に基づいて設置するもの（地下横断歩道を含む横断歩道橋、歩道、分離帯、道路照明灯、防護柵、道路標識、視線誘導標、道路反射鏡等の施設）がある。

交通弱者(こうつうじゃくしゃ)

自動車中心社会において、移動を制約される人、または交通事故の被害に遭いやすい人。

530 運動(ごみゼロうंद)

「ごみゼロ」という語呂合わせで、5月30日に街中のごみを拾い歩く運動のこと。

コンパクトなまちづくり(こんぱくとなまちづくり)

市街地の拡大に歯止めをかけ、都市の中心部など都市の核となる地区への人口回帰を図り、生活の諸機能や都市機能が集合したまちづくりのこと。

さ行

産業流通機能(さんぎょうりゅうつうきのう)

工場、事業所、物流施設など産業の振興を図るため機能。

CSR(しーえすあーる)

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略で、企業は社会的存在として最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、住民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えのこと。

市街化区域(しがいかくいき)

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域(しがいかちょうせいいき)

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自然災害(しぜんさいがい)

暴風、豪雨、洪水、渇水、地震などの異常な自然現象により生じる被害。

住工混在地域(じゅうこうこんざいちいき)

住宅と工場が混在する地域のこと。騒音、振動、臭気、埃などといった公害の発生や工場の大型車の走行・作業等に伴う交通渋滞など、工場側と近隣住民との間で様々な問題が生じる地域のこと。

主要幹線街路(しゅようかんせんがいろ)

都市構造の骨格を形成し、通過交通や各都市間交通等比較的長いトリップ（ある地点からある地点への目的を持った人の移動）の交通を分担し、下位道路への不要な交通の侵入を軽減しつつ、多量の自動車交通受容に対応する道路のこと。

生物の多様性(せいぶつのだようせい)

生物の多様さとその生息環境の多様さを表す概念。生物の多様性は「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子（種内、固体群）の多様性」の3つのレベルから捉えることができる。

総合治水対策(そうごうちすいたいさく)

河川及び下水道その他の排水施設の整備のほか、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量の増加の抑制、水防体制の強化その他の浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための総合的な対策。

た行**タクシー助成(たくしーじょせい)**

80歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合に基本料金を助成する制度。

多自然川づくり(たしぜんかわづくり)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地球温暖化(ちきゅうおんだんか)

温室効果ガスの増加により、地球から放出される熱量よりも吸収される熱量が増え、地球の平均気温が上昇していく現象。

地区計画(ちくけいかく)

無秩序な開発を防止し、良好な環境の形成・保全を図るため、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定め、道路や公園など公共施設を計画的に整備し、より良いまちへ誘導していく都市計画の制度。

超高齢社会(ちょうこうれいしゃかい)

65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会を呼ぶ。WHO（世界

保健機関)や国連の定義では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」になる。

町民農園(ちょうみんのうえん)

農家ではない町民がレクリエーションとして自家用野菜、花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園をいう。

地理情報システム(ちりじょうほうしずてむ)

G I S (Geographic Information System)の略で、コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステム。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、空間、時間の面から分析・編集することができ、科学的調査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用される。

低未利用地(ていみりようち)

本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。

透水性舗装(とうすいせいほそう)

雨水を浸透、保水させる構造となっている舗装のことで、主に道路、歩道の舗装に使用され、雨水の地中への浸透による雨水流出抑制や雨天時の歩行性向上などに効果がある。

都市幹線街路(としかんせんがいろ)

都市計画区域の骨格を形成し、都市計画区域内の主要な交通発生源を相互に結び、都市交通需要に対応するとともに、比較的長いトリップ長の交通を効果的に主要幹線道路に誘導する道路で、主に2車線の国道や主要地方道及び一般県道が該当する。

都市計画道路(としけいかくどうろ)

都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、概ね20年後を目標として長期的な整備水準を検討し、道路の機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊道路の4種別に分類し、都市計画に定めるもの。

特定都市河川浸水被害対策法(とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう)

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出の抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表などを行うための法律のこと。

■ な行

農用地(のうようち)

農業振興地域整備計画の農用地利用計画により定める、概ね10年先を見越して農地として保全していく区域のこと。

は行

排水性舗装(はいすいせいほそう)

排水を目的にした舗装で、空隙率の高い多孔質のアスファルト混合物(空隙率 15～25%の排水性混合物)を表層または表・基層に用い、この下に不透水性の遮断層を設けることにより、浸透した水はこの層上を流れて道路の排水施設に速やかに排水する舗装。走行車両による水はねや水しぶきの緩和による視認性の向上、ハイドロブレーニング現象の緩和等の効果、さらに空隙が多いことから路面とタイヤで発生する走行音が拡散されることによる低騒音効果もある。

バリアフリー(ばりあふりー)

障がいを持つ人、高齢者などの移動を妨げるような物理的なバリア、心理的なバリア、社会制度的なバリアなどを取り除くという考え。

プレイパーク(ふれいぱーく)

冒険遊び場として子どもが遊びをつくる遊び場で、火を使ったり、地面に穴を掘ったり、木に登ったり、落ち葉やどろんこや自然の素材を使って何かものをつくったりと、自分の「やってみたいと思うこと」を実現していく遊び場。

プレイリーダー(ふれいりーだー)

子ども達の遊びをサポートする、時には遊びのきっかけを示したり、道具の使い方を教えたりしながら、子ども達が自由に遊べる環境を守る人。

壁面緑化(へきめんりょつか)

身近な緑を創出するために、外壁をツタ等の植物で覆ったり、外壁にフラワーポットなどを設置すること。

ポケットパーク(ぼけつとぱーく)

ベストポケットパーク (vest pocket park) の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかな空間を利用し都市環境の改善を図るもの。

補助幹線街路(ほじょかんせんがいろ)

道路網のなかで幹線道路を補う道路。幹線道路と区画街路を連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たすもの。

ま行

まちなか居住(まちなかきよじゅう)

まちなかに住むこと。都市の中核を担う商業・業務機能や交流機能、居住機能などの総合的な回復を図ることにより、まちなかの魅力の向上や個性的な地域づくりを進め、人口やにぎわいの回復を図ることを目的とする。

密集市街地(みっしゅうしがいち)

道路が狭く、小規模な建物が集積している市街地のこと。生活環境や防災面などで問題を抱えている場合が多い。

■ や行

ユニバーサルデザイン(ゆにばーさるでざいん)

年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用可能なように、はじめから計画して実施し、その後も改良等を検討していくという考え方。

■ ら行

緑地協定(りょくちきょうてい)

地域の緑地の保全と緑化の推進に関する事項について、土地所有者で一定の取り決めをつくり、地方自治体に認可を受けること。

扶桑町都市マスタープラン策定経過

■平成 23（2011）年 12 月策定時

【扶桑町都市マスタープラン策定委員会】

日 程	名 称	内 容
平成 22 年 7 月 1 日	第 1 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 委員紹介 4. 議題 (1) 扶桑町都市マスタープラン策定方 針・スケジュールについて (2) 扶桑町のまちづくりに関する住民意 識調査の検討 5. 質疑応答、意見交換
平成 22 年 11 月 2 日	第 2 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果報告 3. 都市づくりの課題 4. 全体構想（都市整備構想）
平成 23 年 1 月 14 日	第 3 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 全体構想 3. 都市整備の方針
平成 23 年 6 月 27 日	第 4 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 昨年度の振り返り 3. 今年度の予定
平成 23 年 8 月 17 日	第 5 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 地域別懇談会の開催結果 3. 地域別構想 4. まちづくり推進地区の方針 5. 今後の予定
平成 23 年 10 月 21 日	第 6 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. パブリックコメントの結果報告 3. 都市マスタープランとりまとめ

【扶桑町都市マスタープラン作業部会】

日 程	名 称	内 容
平成 22 年 6 月 22 日	第 1 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 扶桑町都市マスタープラン策定方針・スケ ジュールについて 3. 扶桑町のまちづくりに関する住民意識調査 の検討
平成 22 年 10 月 13 日	第 2 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果報告 3. 現扶桑町都市マスタープラン策定後の成果 と今後の課題 4. 都市づくりの課題 5. 全体構想（都市整備構想）
平成 22 年 12 月 17 日	第 3 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 都市整備の方針
平成 23 年 6 月 16 日	第 4 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 昨年度の振り返り 3. 今年度の予定

日 程	名 称	内 容
平成 23 年 8 月 4 日	第 5 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 地域別懇談会の開催結果 3. 地域別構想 4. まちづくり推進地区の方針 5. 今後の予定
平成 23 年 10 月 21 日	第 6 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. パブリックコメントの結果報告 3. 都市マスタープランとりまとめ

【住民参加】

日 程	名 称	内 容
平成 22 年 8 月	住民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：扶桑町在住の 15 歳以上の男女 ・配布数：2,000 票 ・有効回収数：877 票 ・有効回収率：43.8%
平成 23 年 2 月 3 日～ 3 月 4 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープラン全体構想（案）を公表し、住民の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施 ・実施期間：平成 23 年 2 月 3 日～3 月 4 日 ・閲覧場所：町ホームページ、都市整備課窓口 ・提出方法 郵送、FAX、電子メールなど ・意見提出結果 3 名・10 件 ・窓口閲覧者 3 名
平成 23 年 7 月 6 日	扶桑町都市マスタープラン 地域別懇談会（高雄地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・意見交換（道路、公園、環境、排水、防災、その他について日頃思っていること）
平成 23 年 7 月 13 日	扶桑町都市マスタープラン 地域別懇談会（柏森地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・意見交換（道路、公園、環境、排水、防災、その他について日頃思っていること）
平成 23 年 7 月 13 日	扶桑町都市マスタープラン 地域別懇談会（山名地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・意見交換（道路、公園、環境、排水、防災、その他について日頃思っていること）
平成 23 年 9 月 5 日～ 10 月 4 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープラン地域別構想（案）および計画推進方策（案）を公表し、住民の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施 ・実施期間：平成 23 年 9 月 5 日～10 月 4 日 ・閲覧場所：町ホームページ、都市整備課窓口 ・提出方法 郵送、FAX、電子メールなど ・意見提出結果 0 名 ・窓口閲覧者 0 名

【都市計画審議会】

日 程	名 称	内 容
平成 23 年 11 月 8 日	都市計画審議会	・扶桑町都市マスタープランについて

【扶桑町議会】

日 程	名 称	内 容
平成 23 年 12 月 2 日～ 12 月 21 日	平成 23 年度 12 月議会	・扶桑町都市マスタープランについて

【各課ヒアリング】

日 程	名 称	内 容
平成 22 年 7 月 7 日～ 16 日	各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・扶桑町都市マスタープラン策定に関わる既存計画の概要と今後の課題について 7 月 7 日：介護健康課、政策調整課、生涯学習課、産業環境課（環境・商工分野） 9 日：福祉児童課、土木課、産業環境課（農政分野） 12 日：総務課、学校教育課、都市整備課（下水道分野、都市計画分野） 16 日：都市整備課（都市計画分野）

■平成 30（2018）年 3 月部分見直し時

【扶桑町都市マスタープラン策定委員会】

日 程	名 称	内 容
平成 29 年 11 月 10 日	第 1 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 委嘱状等交付 3. 委員紹介 4. 議題 (1) 扶桑町都市マスタープラン部分見直 しの背景・進め方・策定スケジュー ル案について (2) 扶桑町都市マスタープラン部分見直 しの検討 (3) 扶桑町都市マスタープラン部分見直 しの予定箇所について
平成 29 年 12 月 26 日	第 2 回扶桑町 都市マスタープラン 策定委員会	1. あいさつ 2. 議題 (1) 第 1 回扶桑町都市マスタープラン策 定委員会のふりかえり (2) 扶桑町都市マスタープラン部分見直 し内容について 3. 今後のスケジュール

【扶桑町都市マスタープラン作業部会】

日 程	名 称	内 容
平成 29 年 9 月 4 日	第 1 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 扶桑町都市マスタープラン策定方針・スケ ジュールについて
平成 29 年 10 月 16 日	第 2 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 議題 (1) 第 1 回扶桑町都市マスタープラン作 業部会における各課等ヒアリング結 果及び回答 (2) 第 1 回扶桑町都市マスタープラン策 定委員会に向けて
平成 29 年 11 月 21 日	第 3 回扶桑町 都市マスタープラン 作業部会	1. あいさつ 2. 議題 (1) 扶桑町都市マスタープラン部分見直 し内容について a. 第 1 回策定委員会の結果等 b. 部分見直し案の検討

【住民参加】

日 程	名 称	内 容
平成 30 年 1 月 5 日～ 2 月 5 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マスタープラン部分見直し（案）を公表し、住民の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施 ・実施期間：平成 30 年 1 月 5 日～2 月 5 日 ・閲覧場所：町ホームページ、都市整備課窓口 ・提出方法 郵送、FAX、電子メールなど ・意見提出結果 1 名・1 件 ・窓口閲覧者 0 名

【都市計画審議会】

日 程	名 称	内 容
平成 30 年 2 月 14 日	都市計画審議会	・扶桑町都市マスタープラン部分見直しについて

【扶桑町議会】

日 程	名 称	内 容
平成 30 年 1 月 29 日	扶桑町議会	・扶桑町都市マスタープラン（案）の内容に対する意見 ・意見 14 件
平成 30 年 3 月 1 日～ 27 日	平成 30 年第 1 回（3 月） 扶桑町議会定例会	・議案第 24 号 扶桑町都市マスタープラン部分見直しについて ・議決（3 月 27 日）

【関係課ヒアリング】

日 程	名 称	内 容
平成 29 年 9 月 7 日	政策調整課へのヒアリング	・扶桑町都市マスタープラン部分見直しに関わる第 5 次総合計画（案）との調整